

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	公営住宅に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あさぎり町は、公営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

あさぎり町長

## 公表日

令和7年6月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅に関する事務
②事務の概要	<p>・公営住宅法の規定に基づき、健康で文化的な生活を営むための住宅を整備するとともに、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①住宅入居時の入居資格の確認 ②住宅入居時の家賃・敷金の決定 ③入居後における収入状況の確認等 ④住宅の家賃減免の決定</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	公営住宅システム、汎用調定システム、口座管理システム、収納消込システム、宛名管理システム、統合宛名連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
同居者情報ファイル、保証人情報ファイル、承継者情報ファイル、宛名基本ファイル、口座情報ファイル、収納履歴ファイル、滞納処分ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 19項 平成26年内閣府・総務省令第5号第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】31項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設課
②所属長の役職名	建設課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地 あさぎり町役場 総務課 0966-45-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地 あさぎり町役場 建設課 0966-45-7221

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底することとしている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することとしている。 ・書類の廃棄はシュレッダー処理または焼却施設への直接搬入により実施することとしている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 9. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [      ] 内部監査 [      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [      十分に行っている      ] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li><li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li><li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li><li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li><li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li><li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li><li>9) 従業者に対する教育・啓発</li></ul>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[      十分である      ] &lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 特に力を入れている</li><li>2) 十分である</li><li>3) 課題が残されている</li></ul>
判断の根拠	総合行政システムへのアクセスが可能な者は、ID・パスワードによるアカウントが割り当てられており、かつ、ワンタイムパスワードを発行するハードウェアトークンを所有する職員に限定しており、アクセス可能な職員の名簿が常に最新の情報となるよう更新を行うことで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを分析・確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所